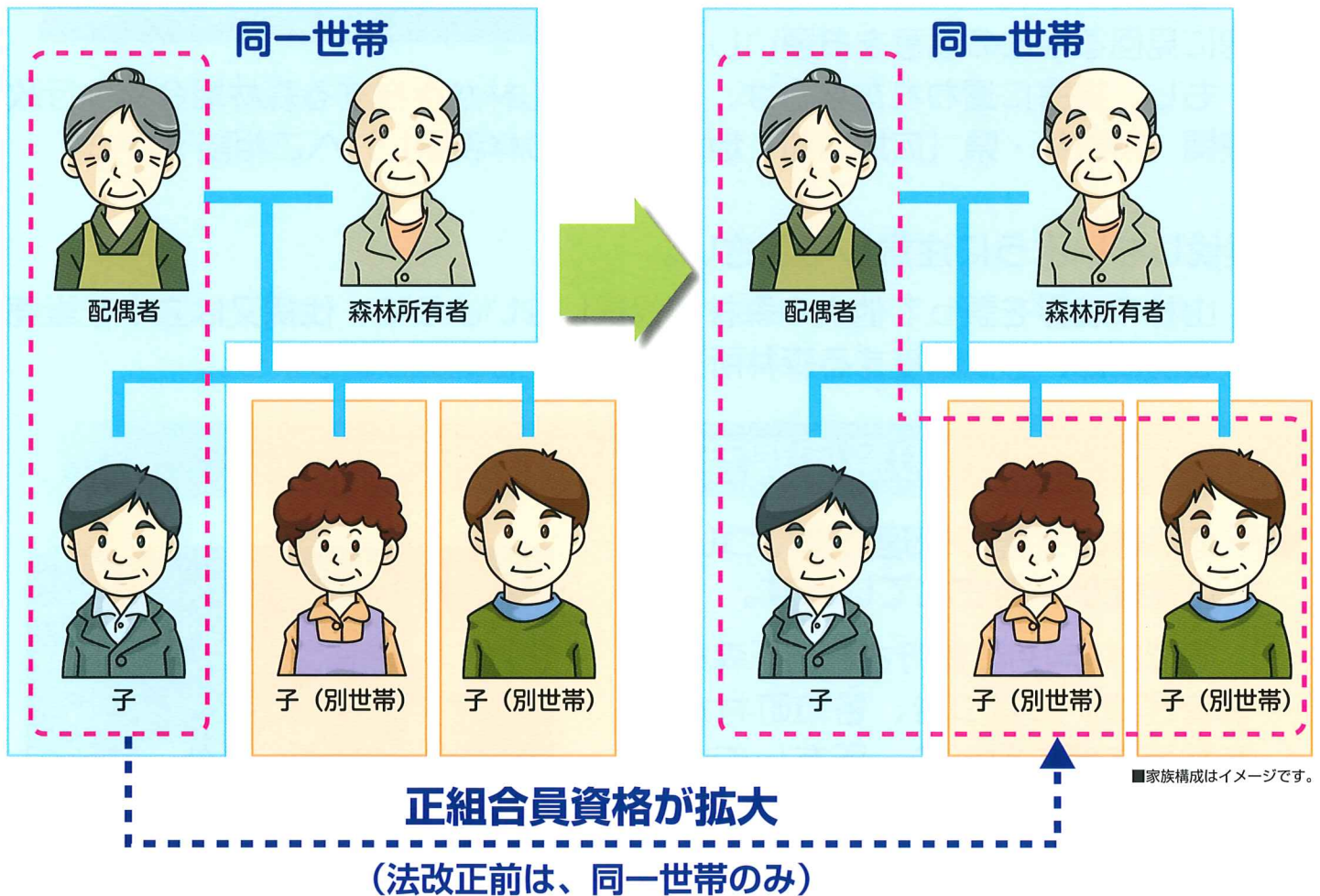


組合員の皆さまへ【お知らせ】

1. 法改正により正組合員資格要件が拡大されました。

森林組合法の改正により、森林組合の正組合員の資格要件について、森林所有者が指定する別世帯の「推定相続人^(※)」まで、資格要件が拡大されました。

【改正前】 【改正後】



正組合員資格の範囲

(※) 推定相続人とは

推定相続人とは、民法に定められた、相続が開始した場合に相続人となるべき人のことです。

- 法律の改正では、森林組合の運営に若い人や女性の方たちなどが多く参加して、新しい多様な視点が反映され、組合組織が活性化することを期待されています。
- 森林組合では、定款に定める正組合員の資格要件を、令和3年に開催する通常総会（総代会）において改正しますが、県の認可が必要となりますので、令和3年9月以降の適用を予定しています。

詳しくは、森林組合又は、熊本県森林組合連合会へお問い合わせください。
(連絡先は裏面に記載しています。)

2. 盗伐と誤伐に注意を!!

●盗伐されないように注意して下さい。

近年、近隣県において所有山林の立木が無断で伐採され、知らない間に処分される「盗伐」が発生しています。

「盗伐」は森林法違反（森林窃盗）であり、犯罪です。

皆さまが所有されている山林も定期的に見回るなどの注意をお願いします。

もし、被害に遭われた場合は、所有する山林が存在する森林組合又は行政機関（市町村・県〔広域本部・地域振興局の林務課〕）へご相談下さい。



●誤伐しないように注意して下さい。

山林の境界を誤って他人の森林を伐採しないように、伐採又は立木を販売する前には、必ず隣接する森林所有者と境界を確認しましょう。

3. 市町村からの意向調査にご協力ください。

●所有森林の今後の管理方法について意向調査が実施されています。

平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、各市町村から森林所有者に対して、所有している森林を今後どのように経営管理したいかについて、意向調査が実施されています。

この意向調査は、各市町村によって調査の方法や時期が異なりますが、調査票が届きましたら回答いただきますようご協力をお願いします。



お困りやご不明な点は森林組合へご連絡ください。

玉名森林組合	0968-34-2052	くま中央森林組合	0966-24-3729
鹿本森林組合	0968-42-1337	多良木町森林組合	0966-42-2122
菊池森林組合	0968-37-3500	上球磨森林組合	0966-44-0344
阿蘇森林組合	0967-34-0335	相良村森林組合	0966-36-0111
小国町森林組合	0967-46-2411	五木村森林組合	0966-37-2314
緑川森林組合	0967-72-0154	球磨村森林組合	0966-34-0211
八代森林組合	0965-67-2231	天草地域森林組合	0969-22-2646
水俣芦北森林組合	0966-62-2014	✓ 熊本県森林組合連合会	096-285-8688